

「令和8年熊本地震」に伴う 大雨に関する警報等の暫定的な運用について

「令和8年熊本地震」による河川の堤防沈下や護岸ひび割れ等の状況を考慮し、熊本県の一部市町について、大雨に関する警報等の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げ、本日より運用します。

「令和8年熊本地震」により、河川の堤防の沈下や護岸のひび割れ等が確認されている地域があります。

これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、気象台が発表する大雨に関する警報等（レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報、レベル2大雨注意報）の発表基準（流域雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設け、本日より運用します。詳細は下記のとおりです。

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村
熊本県	7割	熊本市、八代市西部、宇土市、宇城市、 美里町、氷川町

洪水キキクル※¹及び大雨キキクル※²についても、暫定基準が反映されたものになり、引き続き避難対象地域の絞込みにご活用いただけます。

なお、今後引き続き、河川の堤防や護岸等の被災状況を確認するとともに、降雨と災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直す場合があります。

- ※1 洪水キキクル (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>)
…大雨による洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。
- ※2 大雨キキクル (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain/>)
…大雨による浸水害及び洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

本件に関する問合せ先
熊本地方気象台 担当 荒武、中山（電話 096-324-3283）